

神戸市看護大学学則の一部を改正する学則をここに公布する。

2022年6月30日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学学則第1号

神戸市看護大学学則（2019年4月学則第1号）の一部を改正する学則

(改正前)	(改正後)														
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 入学，<u>編入学</u>，転学，留学及び卒業（第20条—第29条）</p> <p>第6章～第12章 略</p> <p>附則</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 看護学部の学科，入学定員，<u>3年次編入学定員</u>及び収容定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1146 782 1429"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>3年次編入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護学科</td><td>95人</td><td>10人</td><td>400人</td></tr></tbody></table>	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	看護学科	95人	10人	400人	<p>_____</p> <table border="1" data-bbox="849 1146 1417 1370"><thead><tr><th>学科</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>看護学科</td><td>100人</td><td>400人</td></tr></tbody></table> <p>_____</p> <p>_____</p>	学科	入学定員	収容定員	看護学科	100人	400人
学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員												
看護学科	95人	10人	400人												
学科	入学定員	収容定員													
看護学科	100人	400人													
<p>（在学年限）</p> <p>第13条 学生は，8年を超えて在学することができない。ただし，<u>第25条の規定により編入学した学生</u>にあつては4年，第34条第1項の規定により入学した学生にあつては同条第3項により定められた修業すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。</p> <p>（入学前の既修得単位等の認定）</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>														

第18条 略

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

第5章 入学、編入学、転学、留学及び卒業

(編入学)

第25条 本学の3年次に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

(2) 保健師助産師看護師法第21条第3号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 第22条から前条までの規定は、編入学の場合について準用する。

(卒業)

第28条 学長は、本学に4年（第25条の規定により編入学した学生にあっては2年、第34条第1項の規定により入学した学生にあっては同条第3項により定められた修業すべき年数）以上在学

第25条 削除

第34条第

1項の規定により入学した学生にあっては、

し、別に定めるところにより128単位以上を修得した学生について、教授会の意見を聴き、卒業を認定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 2023年度から2026年度までの看護学科の入学定員、3年次の編入学定員及び収容定員は、この学則による改正後の神戸市看護大学学則（以下「新学則」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

年度	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
2023年度	100人	10人	405人
2024年度	100人	0人	400人
2025年度	100人	0人	395人
2026年度	100人	0人	400人

- 3 新学則は、2023年4月1日以降に入学した学生に適用し、2023年3月31日までに入学した学生は、なお従前の例による。